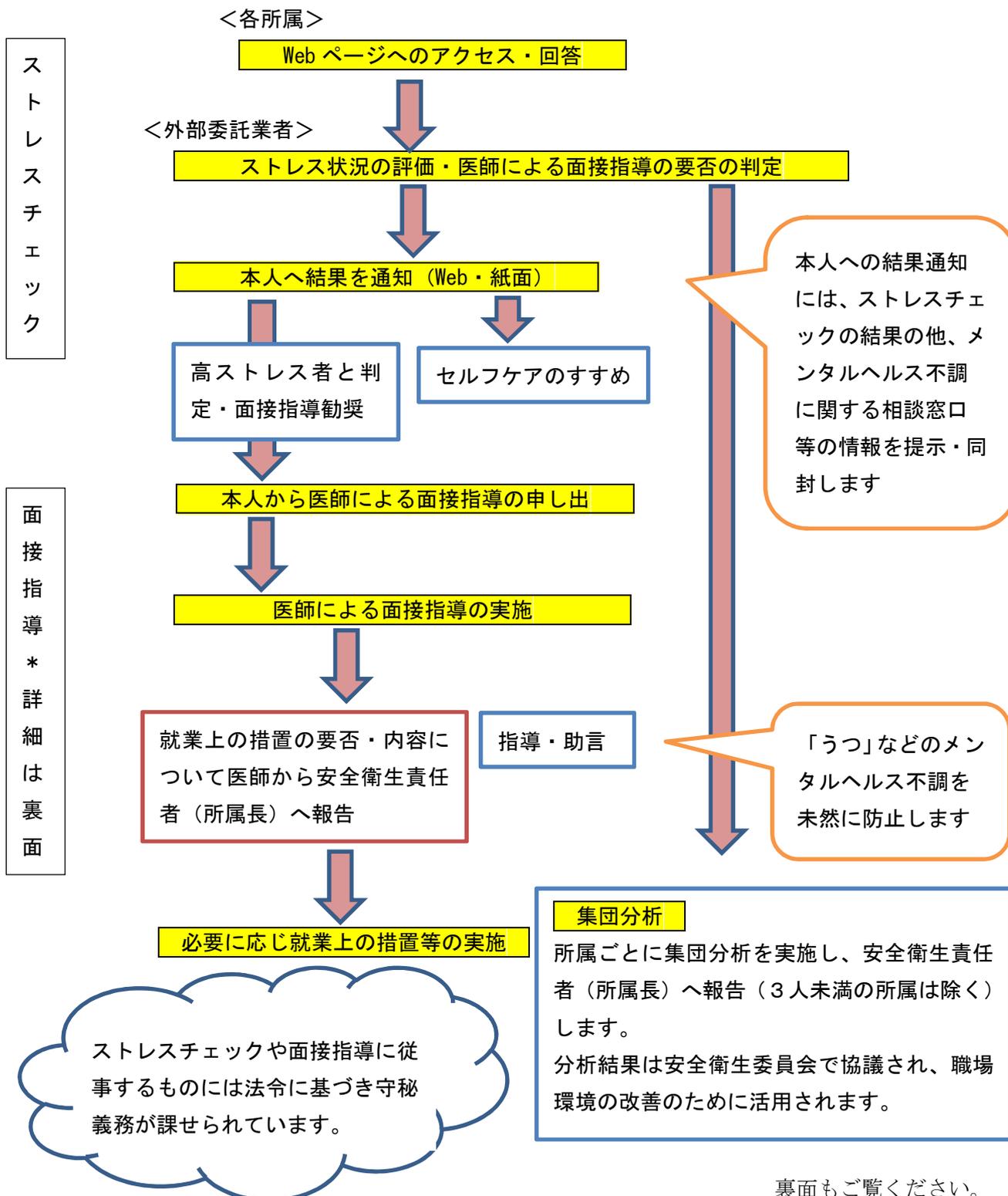


ストレスチェック制度について

労働安全衛生法に基づき、年に1回ストレスチェック検査を実施します。ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス不調（うつなど）を未然に防止すること、集団分析結果に基づく職場環境の改善です。ストレスチェックの受検は義務ではありませんが、目的を理解の上受検に努めてください。受検しないこと、面接指導を申し出たことなどにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。また、ストレスチェックの結果が、本人の同意なしに安全衛生責任者（所属長）に提供されることはありません。



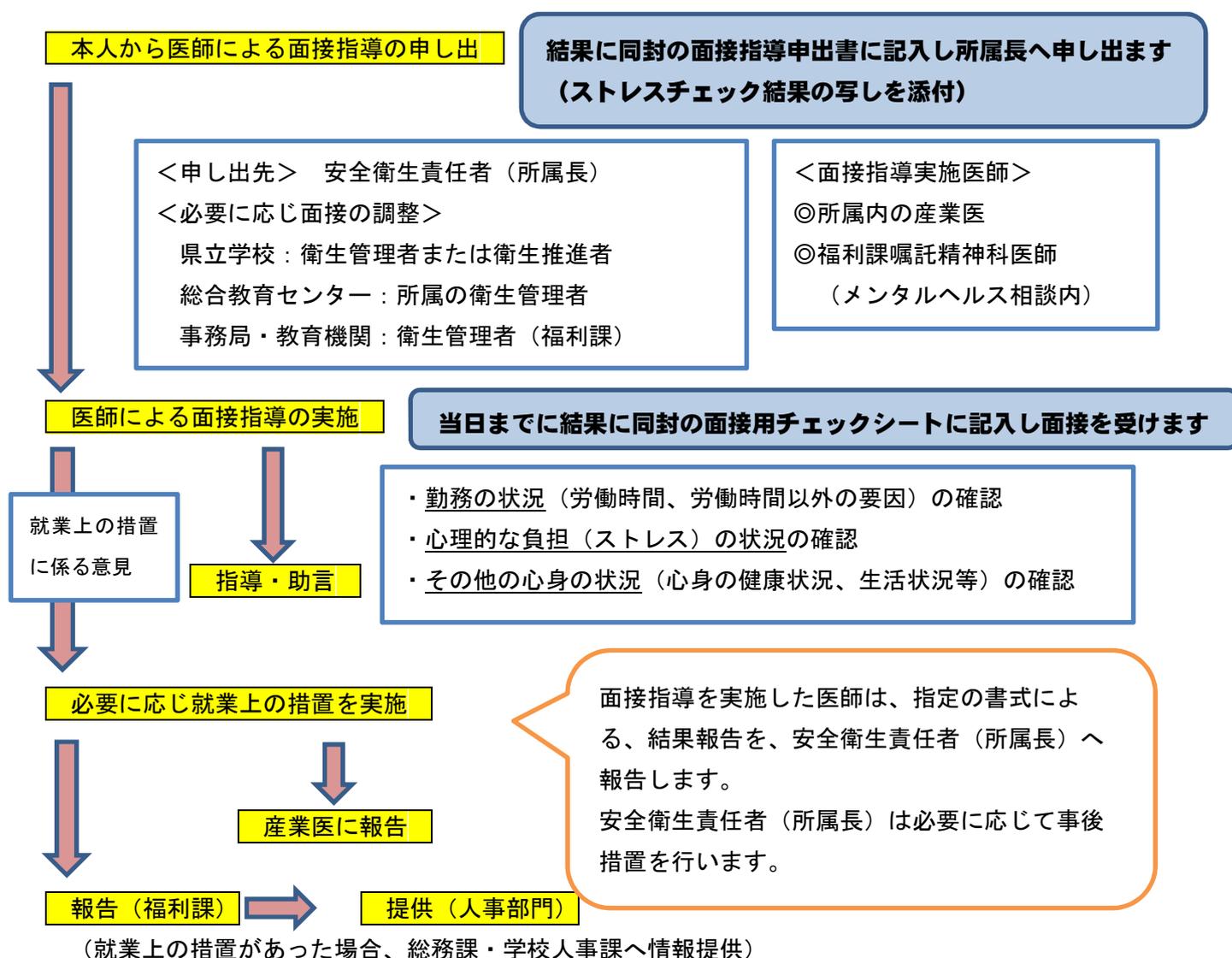
ストレスチェック制度に基づく医師による面接指導について

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、医師による面接指導が必要と判断された方が対象となります。医師による面接指導を希望する場合は、Web 受検後すぐに確認できる結果を印刷した場合と、紙面による結果を受け取った場合の両方において、30日以内に、ストレスチェック結果通知画面上、もしくは紙面による結果通知に同封された「面接指導申出書」により、「安全衛生責任者（所属長）」に申し出てください。

面接指導は所属内の「産業医面接（産業医）」または「福利課メンタルヘルス相談（嘱託精神科医師）」により行います。

面接指導を申し出ることにより、本人の不利益となるような取り扱いを受けることはありません。

なお、医師による面接指導を申し出ることにより、ストレスチェックの結果を事業者に提供することに同意したものとみなします。



**ご自身のために、早くストレスの軽減を図り、メンタルヘルス不調を未然に防ぎましょう。
 裏面の「教職員カウンセリング」のご利用も検討してください。**